

明 細 書

発明の名称： おむつ

技術分野

[0001] 本発明は、病院等の医療施設において使用される乳幼児用のおむつであり、特に未熟児や低出生体重児に使用されるおむつに関する。

背景技術

[0002] 未熟児や低出生体重児は、新生児集中治療室（NICU）の保育器内で保育される。一般的に、新生児集中治療室で保育される未熟児や低出生体重児には、他の乳幼児と同様に、通常の使い捨ておむつや紙おむつが使用される。しかし、未熟児等の体重は、例えば約800g以上、2000g以下程度である。つまり、未熟児等の体は、他の乳幼児の体よりも小さい。そのため、通常のおむつが未熟児等に使用されると、未熟児等の体とおむつとの間に隙間が生じやすい。未熟児等の体とおむつとの間に隙間が生ずると、未熟児等の排泄物が未熟児等の体とおむつとの間の隙間から漏れるおそれがある。また、未熟児等の身体にはチューブが取り付けられている場合があったり、へその切除の処置が必要な場合があったりする。このような場合において、通常紙おむつが使用されると、その紙おむつが完全に未熟児等の身体を覆ってしまうことがある。そのため、衛生的にも好ましくない。さらに、未熟児等の体の大きさは、体重に応じて異なっている。そのため、通常のおむつの形状や構造を維持しつつおむつの大きさを小さくしただけでは、複数人の未熟児等の体の大きさの違いに対応することは困難である。

[0003] 特許文献1には、新生児集中治療室の保育器内で保育される未熟児や低出生体重児に使用される未熟児又は低出生体重児用使い捨ておむつが開示されている。特許文献1に記載された未熟児又は低出生体重児用使い捨ておむつは、吸収性本体の上に未熟児等を載せ、ベルト部における吸収性本体の両側から突出する部分を胴回りに巻きつけて着脱自在に連結した後、背側から股間部を通り腹側まで覆うように吸収性本体をあてがうことで未熟児等に装着

される。特許文献1の記載によれば、未熟児や低出生体重児の体の動きは限られているため、吸収性本体は、ベルト部で係止されていなくとも開くことはない。また、特許文献1の記載によれば、念のため、吸収性本体の前端部を、胴回りに巻き付けたベルト部と身体との間に挟んでもよい。

先行技術文献

特許文献

[0004] 特許文献1：特許第5069532号公報

発明の概要

発明が解決しようとする課題

[0005] しかし、男の尿の排出位置は、女の尿の排出位置よりも前方側（腹側）に存在する。つまり、男は、女と比較すると、前方側（腹側）の位置から尿を排出する。そのため、未熟児や低出生体重児の体の動きが限られているとはいえ、吸収性本体が腹側にあてがわれたり、ベルト部と身体との間に挟まれたりしただけでは、男の未熟児等の尿が未熟児等自身の腹側にかかるおそれがある。また、吸収性本体が腹側にあてがわれた場合には、腹側にあてがわれた部分が治療や看護を行う者に引っ掛かり、治療や看護の妨げになるおそれがある。そこで、未熟児や低出生体重児の体の大きさの違いに対応して装着可能とされ、治療や看護の妨げになることを抑えることができるおむつが望まれている。

[0006] 本発明は、前記課題を解決するためになされたものであり、乳幼児（未熟児や低出生体重児）の体の大きさの違いに対応して装着可能とされ、治療や看護の妨げになることを抑えることができるおむつを提供することを目的とする。

課題を解決するための手段

[0007] 前記課題は、本発明によれば、乳幼児の背側から股間部を通り腹側にわたって延びる不織布と、前記不織布からみて前記乳幼児とは反対側に設けられ、前記乳幼児が排出した排泄物の透過を抑えるバックシートと、前記不織布

と前記バックシートとの間に設けられ前記不織布を透過した前記排泄物を吸収する吸収体と、前記不織布および前記バックシートの少なくともいずれかに固定されるとともに前記不織布が延びた方向に対して交差する方向の両側に向かって延び、前記不織布に対して着脱自在に連結可能な連結部を有するベルト部と、を備え、前記不織布と前記バックシートとが互いに張り合わされた部分の少なくとも一部は、前記吸収体とは重ならず、前記吸収体の前記腹側の端部から更に前記腹側に向かって延びた延設部となっており、前記不織布が延びた方向において、前記延設部の長さは、前記連結部の長さよりも長いことを特徴とするおむつにより解決される。

[0008] 前記構成によれば、不織布とバックシートとが互いに張り合わされた部分の少なくとも一部は、吸収体とは重ならない延設部となっている。つまり、吸収体は、延設部には配置されていない。延設部は、吸収体の腹側の端部から更に腹側に向かって延びている。そして、不織布が延びた方向において、延設部の長さは、連結部の長さよりも長い。おむつがこのような延設部を有することで、乳幼児の保育者は、乳幼児の体の大きさに応じて延設部を折り返すことにより、乳幼児の背側から股間部を通り腹側にわたる長さを調整し、乳幼児の体の大きさに合わせた大きさのおむつを乳幼児に装着することができる。これにより、本発明のおむつは、乳幼児の体の大きさの違いに対応して装着可能とされている。そのため、乳幼児の体とおむつとの間におむつの撓みによる隙間が生ずることを抑え、その間の隙間から乳幼児の排泄物が漏れることを抑えることができる。また、延設部は、乳幼児の体の大きさに応じて折り返されて連結部に連結されるため、治療や看護を行う者に引っ掛かったり、治療や看護の妨げになったりすることを抑えることができる。また、乳幼児（未熟児や低出生体重児）の保育者が、乳幼児の体の大きさに応じて延設部を乳幼児とは反対側に折り返し、折り返した延設部にベルト部の連結部を連結させる場合に、少なくとも、連結部を吸収体の端部に沿って折り返すことで、その折り返された延設部に連結部の延在方向への全幅を確実に収容することができる。それゆえ、連結部は、その全幅に亘って、延設部に

連結されることになり、連結部と延設部との連結を強固なものとすることができる。

[0009] 好ましくは、前記連結部は、面ファスナーであり、前記面ファスナーと連結されるフロントルテープが前記不織布の表面に設けられたことを特徴とする。

[0010] 前記構成によれば、連結部としての面ファスナーと連結されるフロントルテープが、不織布の表面に設けられている。これにより、連結部は、不織布の表面により確実に連結される。

[0011] 好ましくは、前記バックシートは、前記延設部において前記乳幼児の体重に応じた位置に設けられた複数の折目目印を有することを特徴とする。

[0012] 前記構成によれば、乳幼児の保育者は、バックシートに設けられた折目目印を目安として、乳幼児の体の大きさ（乳幼児の体重）に応じて延設部を乳幼児とは反対側に折り返すことができる。これにより、おむつを容易に乳幼児に装着することができるとともに、乳幼児に負担が掛かることを抑えることができる。

[0013] 好ましくは、前記不織布は、前記乳幼児の体重に応じた位置に設けられた複数の臀部目印を有することを特徴とする。

[0014] 前記構成によれば、乳幼児の保育者は、乳幼児の体の大きさに応じて乳幼児の臀部を臀部目印に合わせて乳幼児をおむつに載せることができる。そのため、乳幼児の保育者は、一度の動作でおむつの適切な位置に乳幼児を載せることができ、乳幼児に負担が掛かることを抑えることができる。また、乳幼児の保育者は、おむつの適切な位置に乳幼児を載せることができるため、乳幼児の体とおむつとの間におむつの撓みによる隙間が生ずることを抑え、その隙間から乳幼児の排泄物が漏れることを抑えることができる。

[0015] 好ましくは、前記バックシートは、前記延設部に第1面ファスナーと、前記第1面ファスナーと連結される第2面ファスナーと、を有することを特徴とする。

[0016] 前記構成によれば、バックシートは、第1面ファスナーと、第2面ファス

ナーと、を有する。第1面ファスナーおよび第2面ファスナーは、延設部に設けられ、互いに連結可能とされている。そのため、乳幼児の保育者は、乳幼児の体の大きさ（乳幼児の体重）を把握している場合には、乳幼児をおむつに載せる前に、乳幼児の体の大きさに応じて延設部を折り返し第1面ファスナーと第2面ファスナーとを互いに連結させることにより、折り返した延設部の状態を維持することができる。乳幼児の保育者は、乳幼児をおむつに載せた後に延設部を折り返す場合と比較して、乳幼児に刺激を与えたり負担を掛けたりすることを抑えることができる。

発明の効果

- [0017] 本発明によれば、乳幼児（未熟児や低出生体重児）の体の大きさの違いに対応して装着可能とされ、治療や看護の妨げになることを抑えることができるおむつを提供することができる。

図面の簡単な説明

- [0018] [図1]本発明の実施形態に係るおむつの表面側を表す平面図である。
[図2]本実施形態に係るおむつの裏面側を表す平面図である。
[図3]本実施形態に係るおむつを表す斜視図である。
[図4]図1に表した切断面A1-A1における断面図である。
[図5]本実施形態に係るおむつの使用方法を説明する斜視図である。
[図6]本実施形態に係るおむつの使用方法を説明する斜視図である。
[図7]本実施形態に係るおむつが乳幼児に装着された状態を表す斜視図である。

発明を実施するための形態

- [0019] 以下に、本発明の好ましい実施形態を、図面を参照して詳しく説明する。
- なお、以下に説明する実施形態は、本発明の好適な具体例であるから、技術的に好ましい種々の限定が付されているが、本発明の範囲は、以下の説明において特に本発明を限定する旨の記載がない限り、これらの態様に限られるものではない。また、各図面中、同様の構成要素には同一の符号を付して詳細な説明は適宜省略する。

- [0020] 図1～図4を参照して、本発明の実施形態に係るおむつを説明する。本実施形態に係るおむつ2は、使い捨ておむつ（おしめ）や紙おむつ（おしめ）などと呼ばれ、乳幼児に使用される。具体的には、本実施形態に係るおむつ2は、病院等の医療施設において、未熟児や低出生体重児に使用される。
- [0021] おむつ2は、おむつ2の長手方向における略中央部で折り畳まれた状態で販売される。一方、おむつ2は、使用されるときには図1および図2に表したように展開される。そして、おむつ2の長手方向における一方の端部は乳幼児の背側に配置され、おむつ2の長手方向における他方の端部は乳幼児の腹側に配置される。図1および図2に表したおむつ2では、矢印D11の方向が乳幼児の背側に相当し、矢印D12の方向が乳幼児の腹側に相当する。また、おむつ2の長手方向における略中央部は、乳幼児の股間部に配置される。
- [0022] 図1および図2に表したように、おむつ2は、不織布3と、バックシート4と、吸収体5と、ベルト部6と、を備える。不織布3は、乳幼児の肌に触れる表面の側に設けられる。本願明細書において「表面」とは、おむつの使用者（乳幼児）の身体に接触する面をいう。バックシート4は、不織布3からみて乳幼児とは反対の裏面の側に設けられる。本願明細書において「裏面」とは、おむつ2が乳幼児に装着された状態において外部に露出する面をいう。吸収体5は、不織布3とバックシート4との間に設けられている。
- [0023] 不織布3は、乳幼児の背側から股間部を通り腹側にわたって延びる。つまり、不織布3は、図1および図2に表した延在方向D1に沿って延びている。延在方向D1は、「不織布およびバックシートが延びた方向」および「おむつの長手方向」に相当する。延在方向D1において、不織布3の長さは、おむつ2の長さと略同じであり、例えば約100mm以上、300mm以下程度である。但し、不織布3の延在方向D1の長さは、これだけに限定されるわけではない。
- [0024] 不織布3は、起毛立ちし難い材料であることから乳幼児の肌に触れる表面材として用いられ、乳幼児の尿などの排泄物を吸収体5に透過させる役割を

有する。不織布３は、例えば表面シートやトップシートなどと呼ばれる。不織布３は、合成樹脂を繊維化した熱融着性繊維（例えば、PET／PE、PP／PE、PET／EP、PP／EP）をサーマルボンド法やスパンボンド法等でバインダーを使わずに融着して形成されている。

[0025] 図４に表したように、本実施形態の不織布３は、複数の層により形成され、第１繊維層３３と、第２繊維層３４と、を有する。第１繊維層３３は、乳幼児の肌に直接的に触れる表面に配置され、複数の凹部３３１と複数の凸部３３２とを有する凹凸面３３３を有する。これにより、不織布３が肌と接触する面積が少なくなり、不快感やおむつかぶれ等が防止される。第２繊維層３４は、第１繊維層３３の裏面（おむつ２の内側）に重ねられており、全体的に平坦なシート状を呈する。

[0026] 第１繊維層３３の凸部３３２が第２繊維層３４とは反対側に膨出することで、繊維が疎になった部分として凸部３３２の内側空間Ｓが形成されている。これにより、乳幼児の尿は、吸収体５に素早く吸収されない場合であっても、凸部３３２の内側空間Ｓに一時的に貯留される。第１繊維層３３と第２繊維層３４とは、互いに部分的に圧着されている。

[0027] 幅方向Ｄ２における凹凸面３３３の両外側には、立体ギャザー部３５が設けられている。立体ギャザー部３５は、凹凸面３３３では一時的に貯留されなかった尿をせき止めて、いわゆる横漏れを防止する障壁である。幅方向Ｄ２は、「不織布およびバックシートが延びた方向に対して交差する方向」および「おむつの短手方向」に相当し、延在方向Ｄ１に直交する。幅方向Ｄ２において、不織布３の長さ（幅）は、例えば約５０ｍｍ以上、１５０ｍｍ以下程度である。但し、不織布３の幅方向Ｄ２の長さは、これだけに限定されるわけではない。

[0028] 幅方向Ｄ２における立体ギャザー部３５の両外側には、股ギャザー部３６が設けられている。股ギャザー部３６は、乳幼児の股間部に密着し、排泄された尿等が立体ギャザー部３５から漏れても、尿等がおむつ２の外部に漏れることを防止する。

- [0029] 立体ギャザー部35および股ギャザー部36のそれぞれの内側には、弾性体7が設けられている。弾性体7は、延在方向D1に沿って配設され、弾性収縮能力を有する。弾性体7としては、例えば糸ゴムなどの細長い形状のゴムが用いられる。弾性体7としては、シート状あるいは網状のゴムが用いられてもよい。弾性体7は、伸長した状態で固定され、外力が加えられていない場合には収縮力を立体ギャザー部35および股ギャザー部36に与える。そのため、図3および図4に表したように、弾性体7の弾性収縮能力により、立体ギャザー部35および股ギャザー部36は、装着時に立ち上がるようになる。そして、図3に表したように、外力がおむつ2に加えられていない場合には、弧状に曲げられたおむつ2の状態が弾性的に維持される。
- [0030] 不織布3のバリエーションとして、例えば、おむつ2を表面の側からみた平面視（図1参照）において、凸部332が略六角形状を呈し、凹部331が凸部332の略六角形状の六辺に対応する溝形状を呈していてもよい（図示省略）。もちろん、凹部331および凸部332の形状は、これだけに限定されるわけではない。また、不織布3として、第1繊維層33および第2繊維層34にメッシュ加工が施され、無数の貫通孔が設けられたものが使用されてもよい。このようなメッシュ加工により、不織布3は、尿や新生児特有の軟便等の排泄物を吸収体5に向けて素早く透過させる。そのため、排泄物は、吸収体5に浸透しやすくなる。
- [0031] バックシート4は、不織布3からみて乳幼児とは反対側に設けられた裏面材として用いられ、乳幼児が排出した排泄物の透過を抑える。バックシート4は、おむつ2が乳幼児に装着された状態において外部に露出するシート材であり、可撓性を備えた材質、例えば薄いプラスチックフィルムにより形成されている。具体的には、バックシート4の材料として、ポリエチレンフィルムやポリエチレンラミネート紙等が使用される。バックシート4は、尿を通さない一方で水蒸気を透過させることが好ましい。これにより、おむつ2に覆われた部分の蒸れを防止することができる。
- [0032] 吸収体5は、不織布3とバックシート4との間に設けられ、不織布3を透

過した排泄物を吸収する役割を有する。つまり、吸収体5は、排出された尿等の液体を吸収して保持するための部分である。吸収体5においては、吸収した液体の保持性が高いことが好ましく、比較的厚みが薄いことが好ましい。吸収体5は、嵩張らない形態とされることが好ましい。吸収体5としては、例えばパルプに吸収材であるポリマーを混合したり、パルプにポリマーを散布したりして形成されるパルプ吸収体や、パルプ等によるシート材間にポリマーを高密度に配置してシート状とされたポリマーシート等が使用される。

[0033] 図4に表したように、吸収体5は、ティッシュ52に包まれて、外部には晒されていない。ティッシュ52としては、液体等を吸収する柔らかい材質、たとえばパルプ、レーヨン、コットン、ケナフ、バガス、シルク、親水処理をした繊維（ポリオレフィン系、ポリエステル、アクリル）などを単一又は複合してシート化したものが用いられる。

[0034] ベルト部6は、不織布3およびバックシート4の少なくともいずれかに固定され、不織布3の延在方向D1に対して交差する方向（幅方向D2）の両側に向かって延びている。具体的には、ベルト部6は、第1ベルト本体61と、第2ベルト本体62と、を有する。第1ベルト本体61は、幅方向D2のうちの一方の方向に向かって延びた帯状部材である。第2ベルト本体62は、幅方向D2のうちの他方の方向（第1ベルト本体61とは反対の方向）に向かって延びた帯状部材である。

[0035] ベルト部6は、幅方向D2において伸縮性を有することが好ましい。例えば、ベルト部6の材料として、伸縮性を有する不織布が用いられてもよい。あるいは、ベルト部6の材料として、複数の不織布が張り合わされるとともに、複数の不織布の間に弾性収縮能力を有する糸ゴムなどの弾性体が設けられた帯状部材が用いられてもよい。

[0036] 第1ベルト本体61および第2ベルト本体62の先端部には、連結部63が設けられている。連結部63は、不織布3に対して着脱自在に連結可能とされている。具体的には、連結部63は、面ファスナーである。また、図1

および図3に表したように、不織布3の腹側の端部表面には、面ファスナーとしての連結部63と連結されるフロンタルテープ32が設けられている。連結部63とフロンタルテープ32との連結の詳細については、後述する。

[0037] 連結部63は、面ファスナーには限定されず、粘着剤が設けられた粘着剤層であってもよい。この場合であっても、粘着剤層としての連結部63は、不織布3に対して着脱自在に連結可能とされている。なお、フロンタルテープ32は、必ずしも設けられていなくともよい。

[0038] ここで、一般的に、新生児集中治療室で保育される未熟児や低出生体重児には、他の乳幼児と同様に、通常の使い捨ておむつや紙おむつが使用されている。しかし、そうすると、未熟児等の体とおむつとの間に隙間が生じやすく、未熟児等の排泄物が未熟児等の体とおむつとの間の隙間から漏れるおそれがある。また、未熟児等の体の大きさは、体重に応じて異なっている。そのため、通常のおむつの形状や構造を維持しつつおむつの大きさを小さくしただけでは、複数人の未熟児等の体の大きさの違いに対応することは困難である。

[0039] これまでにも、未熟児又は低出生体重児用の使い捨ておむつがある。例えば、未熟児又は低出生体重児用の使い捨ておむつは、吸収体の上に未熟児等を載せ、ベルト部を胴回りに巻きつけて着脱自在に連結した後、背側から股間部を通り腹側まで覆うように吸収体をあてがうことで未熟児等に装着される。しかし、男の尿の排出位置は、女の尿の排出位置よりも前方側（腹側）に存在する。つまり、男は、女と比較すると、前方側（腹側）の位置から尿を排出する。そのため、未熟児や低出生体重児の体の動きが限られているとはいえ、吸収体が腹側にあてがわれただけでは、男の未熟児等の尿が未熟児等自身の腹側にかかるおそれがある。また、腹側にあてがわれた部分が治療や看護を行う者に引っ掛かり、治療や看護の妨げになるおそれがある。

[0040] これに対して、本実施形態に係るおむつ2は、延設部31を有する。延設部31は、図1および図2に表すように、平面視において、不織布3の裏面に設けられた吸収体5とは重ならず、吸収体5の腹側の端部51から更に

腹側に向かって延びた部分であり、不織布3とバックシート4とが互いに張り合わされた部分である。言い換えれば、延設部31は、同じ平面視において、不織布3およびバックシート4が吸収体5の腹側の端部51から矢印D12の方向に向かって延びた部分であり、不織布3とバックシート4とが互いに張り合わされた部分である。そのため、吸収体5は、延設部31には配置されていない。不織布3の延在方向D1において、延設部31の長さL1は、ベルト部6の連結部63の長さL2（約2cm）よりも長い。例えば、延設部31の長さL1は、連結部63の長さL2の約2倍以上、5倍以下程度であり、好ましくは3倍である。延設部31の長さL1が4cm以上であると、後述するような折り返し操作がしやすくなる。図1および図2に表したおむつ2では、延在方向D1において、連結部63の長さL2は、第1ベルト本体61の長さおよび第2ベルト本体62の長さと略同じであるが、これだけには限定されず、第1ベルト本体61の長さおよび第2ベルト本体62の長さよりも短くともよい。

[0041] おむつ2がこのような延設部31を有することで、乳幼児の保育者は、乳幼児の体の大きさに応じて延設部31を折り返すことにより、乳幼児の背側から股間部を通り腹側にわたる長さを調整し、乳幼児の体の大きさに合わせた大きさのおむつ2を乳幼児に装着することができる。これにより、本実施形態に係るおむつ2は、乳幼児の体の大きさの違いに対応して装着可能とされている。そのため、乳幼児の体とおむつ2との間におむつ2の撓みによる隙間が生ずることを抑え、その隙間から乳幼児の排泄物が漏れることを抑えることができる。また、延設部31は、乳幼児の体の大きさに応じて折り返されて連結部63に連結されるため、治療や看護を行う者に引っ掛かったり、治療や看護の妨げになったりすることを抑えることができる。

[0042] 本実施形態に係るおむつ2によれば、不織布3の延在方向D1において、延設部31の長さL1は、連結部63の長さL2よりも長い。そのため、図7に表したように、乳幼児（未熟児や低出生体重児）の保育者が、乳幼児の体の大きさに応じて延設部31を乳幼児とは反対側に折り返し、折り返した

延設部 3 1 にベルト部 6 の連結部 6 3 を連結させる場合に、少なくとも、連結部 6 3 を吸収体の端部 5 1 に沿って折り返すことで、その折り返された延設部 3 1 に連結部 6 3 の延在方向 D 1 への全幅（長さ L 2）を確実に収容することができる。それゆえ、連結部 6 3 は、その全幅に亘って、延設部 3 1 に連結されることになり、連結部 6 3 と延設部 3 1 との連結を強固なものとすることができる。

[0043] 次に、図 5～図 7 を参照して、本実施形態に係るおむつ 2 の構造をさらに説明するとともに、おむつ 2 の使用方法を説明する。まず、乳幼児の保育者は、乳幼児におむつ 2 を装着する際には、おむつ 2 を展開し（図 1 および図 2 参照）、乳幼児をおむつ 2 に載せる。

[0044] このとき、図 1 および図 5 に表したように、不織布 3 は、複数の臀部目印 M 1、M 2、M 3 を有する。臀部目印 M 1、M 2、M 3 は、不織布の延在方向 D 1 方向における吸収体 5 の中央部の表面側において乳幼児の体重に応じた位置に設けられている。臀部目印 M 1、M 2、M 3 は、幅方向 D 2 に沿って直線状に延びている。臀部目印 M 1、M 2、M 3 は、連続的な直線が幅方向 D 2 に沿って延びた形態を有していてもよいし、例えば破線や点線などのように互いに離れた部分が幅方向 D 2 に沿って配列され延びた形態を有していてもよい。例えば、臀部目印 M 1、M 2、M 3 は、印刷により不織布 3 に形成されていてもよい。あるいは、臀部目印 M 1、M 2、M 3 は、例えば、図 4 に関して前述した凹凸面 3 3 3 のように、エンボス加工により形成されてもよい。

[0045] 乳幼児の保育者は、乳幼児におむつ 2 を装着する際に、乳幼児の体の大きさ（乳幼児の体重）に応じて乳幼児の臀部を臀部目印 M 1、M 2、M 3 に合わせて乳幼児をおむつ 2 に載せることができる。すなわち、臀部目印 M 1 は、体重が例えば約 8 0 0 g 程度の乳幼児用の目印である。乳幼児の保育者は、体重が例えば約 8 0 0 g 程度の乳幼児の臀部を臀部目印 M 1 に合わせて乳幼児をおむつ 2 に載せることで、おむつ 2 の適切な位置に乳幼児を載せることができる。具体的には、乳幼児の保育者は、延在方向 D 1 における吸収体

5の略中央部に乳幼児の股間部を合わせることができる。臀部目印M2は、体重が例えば約1500g程度の乳幼児用の目印である。乳幼児の保育者は、体重が例えば約1500g程度の乳幼児の臀部を臀部目印M2に合わせて乳幼児をおむつ2に載せることで、おむつ2の適切な位置に乳幼児を載せることができる。臀部目印M3は、体重が例えば約2000g程度の乳幼児用の目印である。乳幼児の保育者は、体重が例えば約2000g程度の乳幼児の臀部を臀部目印M3に合わせて乳幼児をおむつ2に載せることで、おむつ2の適切な位置に乳幼児を載せることができる。

[0046] このように、乳幼児の保育者は、乳幼児の体の大きさに応じて乳幼児の臀部を臀部目印M1、M2、M3に合わせて乳幼児をおむつ2に載せ、一度の動作でおむつ2の適切な位置に乳幼児を載せることができる。すなわち、乳幼児の保育者は、乳幼児とおむつ2との相対的な位置を一度の動作で適切な位置に合わせることができ、乳幼児を不必要に動かさなくともよい。これにより、乳幼児に負担が掛かることを抑えることができる。また、乳幼児の保育者は、おむつ2の適切な位置に乳幼児を載せることができるため、乳幼児の体とおむつ2の間におむつ2の撓みによる隙間が生ずることを抑え、その隙間から乳幼児の排泄物が漏れることを抑えることができる。

[0047] なお、前述した臀部目印M1、M2、M3のそれぞれに対する乳幼児の体重は、一例であり、これだけには限定されない。相対的に背側に設けられた臀部目印M1に対する乳幼児の体重は、臀部目印M2および臀部目印M3のそれぞれに対する乳幼児の体重よりも軽い。相対的に腹側に設けられた臀部目印M3に対する乳幼児の体重は、臀部目印M1および臀部目印M2のそれぞれに対する乳幼児の体重よりも重い。臀部目印M1と臀部目印M3との間に設けられた臀部目印M2は、臀部目印M1に対する乳幼児の体重よりも重く、臀部目印M3に対する乳幼児の体重よりも軽い。

[0048] 続いて、乳幼児の保育者は、おむつ2の腹側の部分で乳幼児の腹部を覆う。このとき、図2および図5に表したように、バックシート4は、複数の折目目印M11、M12、M13を有する。折目目印M11、M12、M13

は、延設部 3 1 の裏側の部分（バックシート 4 の面のうち不織布 3 とは反対側の面）に設けられている。折目目印 M 1 1、M 1 2、M 1 3 は、幅方向 D 2 に沿って直線状に延びている。折目目印 M 1 1、M 1 2、M 1 3 は、連続的な直線が幅方向 D 2 に沿って延びた形態を有していてもよいし、例えば破線や点線などのように互いに離れた部分が幅方向 D 2 に沿って配列され延びた形態を有していてもよい。例えば、折目目印 M 1 1、M 1 2、M 1 3 は、印刷によりバックシート 4 に形成されていてもよい。あるいは、折目目印 M 1 1、M 1 2、M 1 3 は、例えば、図 4 に関して前述した凹凸面 3 3 3 のように、エンボス加工により形成されてもよい。

[0049] 折目目印 M 1 1、M 1 2、M 1 3 は、乳幼児の体重に応じた位置に設けられている。すなわち、折目目印 M 1 1 は、体重が例えば約 8 0 0 g 程度の乳幼児用の目印である。図 6 に表したように、乳幼児の保育者は、折目目印 M 1 1 の位置を目安として延設部 3 1 を乳幼児とは反対側に折り返すことで、体重が例えば約 8 0 0 g 程度の乳幼児に応じた位置で延設部 3 1 を折り返すことができる。折目目印 M 1 2 は、体重が例えば約 1 5 0 0 g 程度の乳幼児用の目印である。図 6 に表したように、乳幼児の保育者は、折目目印 M 1 2 の位置を目安として延設部 3 1 を乳幼児とは反対側に折り返すことで、体重が例えば約 1 5 0 0 g 程度の乳幼児に応じた位置で延設部 3 1 を折り返すことができる。折目目印 M 1 3 は、体重が例えば約 2 0 0 0 g 程度の乳幼児用の目印である。図 6 に表したように、乳幼児の保育者は、折目目印 M 1 3 の位置を目安として延設部 3 1 を乳幼児とは反対側に折り返すことで、体重が例えば約 2 0 0 0 g 程度の乳幼児に応じた位置で延設部 3 1 を折り返すことができる。

[0050] このように、乳幼児の保育者は、バックシート 4 に設けられた折目目印 M 1 1、M 1 2、M 1 3 を目安として、乳幼児の体の大きさ（乳幼児の体重）に応じて延設部 3 1 を折り返すことができる。このとき、図 5 に表したように、延設部 3 1 では、バックシート 4 の面のうち不織布 3 とは反対側の面に、第 1 面ファスナー 4 1 と、第 2 面ファスナー 4 2 と、が設けられている。

第1面ファスナー4 1および第2面ファスナー4 2は、バックシート4の面のうち不織布3とは反対側の面に、互いに連結可能とされている。例えば、第1面ファスナー4 1および第2面ファスナー4 2のいずれか一方は、面ファスナーの雄材である。例えば、第1面ファスナー4 1および第2面ファスナー4 2のいずれか他方は、面ファスナーの雌材である。なお、第2面ファスナー4 2は、必ずしも延設部3 1に設けられていなくともよく、例えば吸収体5の腹側の端部5 1からみて股間部の側に設けられていてもよい。

[0051] これによれば、乳幼児の保育者は、乳幼児の体の大きさ（乳幼児の体重）を把握している場合には、乳幼児をおむつ2に載せる前に、乳幼児の体の大きさに応じて延設部3 1を折り返し第1面ファスナー4 1と第2面ファスナー4 2とを互いに連結させることにより、折り返した延設部3 1の状態を維持することができる。乳幼児の保育者は、乳幼児をおむつ2に載せた後に延設部3 1を折り返す場合と比較して、乳幼児に刺激を与えたり負担を掛けたりすることを抑えることができる。

[0052] また、吸収体5が延設部3 1には配置されていないため、延設部3 1が折り返されたときに、延設部3 1が強ついたり、嵩張ったりすることが抑えられる。そのため、乳幼児の保育者は、延設部3 1を容易に折り返すことができる。

[0053] 続いて、図7に表したように、乳幼児の保育者は、乳幼児とは反対側に折り返した延設部3 1の状態を維持しつつ、おむつ2の腹側の部分で乳幼児の腹部を覆い、乳幼児とは反対側に露出した不織布3の表面にベルト部6の連結部6 3を連結する。このとき、図1および図3に関して前述したように、フロントルテープ3 2が、不織布3の腹側の端部表面に設けられている。具体的には、フロントルテープ3 2は、延設部3 1における不織布3の表面に設けられている。乳幼児の保育者は、おむつ2の腹側の部分で乳幼児の腹部を覆い、ベルト部6の連結部6 3をフロントルテープ3 2に連結する。これにより、連結部6 3は、延設部3 1における不織布3の表面により確実に連結される。

[0054] このようにして、図7に表したように、本実施形態に係るおむつ2は、乳幼児（未熟児や低出生体重児）に装着される。乳幼児の保育者は、乳幼児の体の大きさに応じて乳幼児の臀部を臀部目印M1、M2、M3に合わせて乳幼児をおむつ2に載せたり、折目目印M11、M12、M13を目安として乳幼児の体の大きさに応じて延設部31を折り返したりすることにより、おむつ2を容易に乳幼児に装着することができるとともに、乳幼児に負担が掛かることを抑えることができる。

[0055] 以上、本発明の実施形態について説明した。しかし、本発明は、上記実施形態に限定されず、特許請求の範囲を逸脱しない範囲で種々の変更を行うことができる。上記実施形態の構成は、その一部を省略したり、上記とは異なるように任意に組み合わせたりすることができる。

符号の説明

[0056] 2・・・おむつ、 3・・・不織布、 4・・・バックシート、 5・・・吸収体、 6・・・ベルト部、 7・・・弾性体、 31・・・延設部、 32・・・フロントルテープ、 33・・・第1繊維層、 34・・・第2繊維層、 35・・・立体ギャザー部、 36・・・股ギャザー部、 41・・・第1面ファスナー、 42・・・第2面ファスナー、 51・・・端部、 52・・・ティッシュ、 61・・・第1ベルト本体、 62・・・第2ベルト本体、 63・・・連結部、 331・・・凹部、 332・・・凸部、 333・・・凹凸面、 D1・・・延在方向、 D2・・・幅方向、 M1、M2、M3・・・臀部目印、 M11、M12、M13・・・折目目印、 N・・・へそ、 S・・・内側空間